

西東京市介護サービス事業者等指導及び監査実施要綱

第1 目的

この要綱は、市が介護保険に係る事業者に対して、介護給付及び予防給付（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第18条に規定する介護給付及び予防給付をいう。以下これらを「介護給付等」という。）に係る法第23条に規定する居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容及び介護給付等に係る費用の請求等に関し必要な同条、法第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第3項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第3項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項及び第115条の27第1項並びに健康保険等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第112条第1項の規定に基づく指導及び監査を第2に定める事業者又は施設を行うことにより、介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護及び保険給付の適正化を図ることを目的とする。

第2 指導及び監査の対象者

第3に規定する指導及び第10に規定する監査の対象は、次に掲げるもの（以下「サービス事業者等」という。）とする。

- (1) 法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者
- (2) 法第42条の2第1項に規定する指定地域密着型サービス事業者
- (3) 法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者
- (5) 法第48条第1項第1号に規定する指定介護老人福祉施設、法第8条第27項に規定する介護老人保健施設及び旧法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設
- (6) 法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者
- (7) 法第45条第8項及び第57条第8項に規定する居宅介護及び介護予防のための住宅改修を行う事業者等
- (8) 法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者
- (9) 法第42条第4項、第42条の3第3項、第47条第3項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項及び第59条第3項に規定する特例により前各号（第7号を除く。）に掲げる事業者等が行う介護給付等対象サービスを行う者

第3 指導の内容及び種類

西東京市長（以下「市長」という。）は、介護給付等対象サービスの取扱い及び介護給付等に係る費用（以下「介護報酬」という。）の請求等に関する事項並びに法令及び通達に照らして改善の必要があると認める介護給付等対象サービスについて、サービス事業者等に対し、指導を行うものとする。

2 サービス事業者等に対する指導の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 集団指導 講習等の方法によりサービス事業者等を一定の場所に集めて行う指導

(2) 実地指導 指導の対象となるサービス事業者等の事業所において、実地により行う次に掲げる指導

ア 一般指導 市が行う指導

イ 合同指導 市、東京都及び国が合同で行う指導

第4 指導の実施通知

市長は、指導の対象となるサービス事業者等にあらかじめ指導の実施日、場所、出席者等について通知するものとする。

第5 調査書等の提出

市長は、実地指導の実施に当たり、サービス事業者等にあらかじめ実地指導に必要な書類の提出を求めることができる。

第6 指導結果の通知

市長は、実地指導を実施した場合においては、当該実地指導の結果を実地指導を受けたサービス事業者等（以下「実地指導サービス事業者等」という。）に書面により通知するものとする。

第7 改善報告書の提出

実地指導サービス事業者等は、実地指導の結果により改善が必要と指摘された事項について改善をし、第6の規定による結果の通知を受け取った日から30日以内に改善報告書を市長に提出しなければならない。

第8 指導後の措置

市長は、実地指導の結果によりおおむね適正な事業運営が確保されていると認めるが軽微な指摘がある場合は、助言による指導のほか、書面による改善事項の通知等による行政指導を行うものとする。

2 市長は、前項に規定する行政指導を行ったにもかかわらず、指摘した事項について改善が不十分な実地指導サービス事業者等については、必要に応じて、再度、実地指導等を行うものとする。

3 市長は、実地指導の結果により実地指導サービス事業者のうち第2第2号、第3号及び第8号に規定するサービス事業者等に基準違反が確認された場合は、改善の可能性、時期等を勘案して法第78条の9第1項、第115条の18第1項及び第115条の28第1項の規定に基づく勧告を行うものとする。この場合において、定めた期間内に勧告した事項について従わなかった実地指導サービス事業者等に対しては、その旨を公表するとともに、法第78条の9第3項、第115条の18第3項及び第115条の28第3項の規定に基づく命令を行うものとする。

4 市長は、前項の規定により命令した場合においては、その旨を公示しなければならない。

5 市長は、実地指導サービス事業者のうち第2第1号、第4号、第5号及び第6号

に規定するサービス事業者等について、法第76条の2第5項、第83条の2第5項、第91の2第5項、第103条第5項及び第115の8第5項並びに旧法第113条の2第5項に該当する場合には、その旨を東京都知事に通知しなければならない。

第9 指導の拒否に対する指導及び監査

市長は、正当な理由がなくサービス事業者等が実地指導を拒否した場合は、監査を行う。

第10 監査の実施

市長は、介護給付等対象サービスが、法第78条の9、第78条の10、第115条の18、第115条の19、第115条の28及び第115条の29の規定に基づく勧告、措置命令、指定の全部若しくは一部の効力停止及び指定の取消し（以下これらを「指定の取消し等」という。）に該当する内容又はその疑い（以下「指定基準違反等」という。）があるか否かの確認について必要があると認めるときは、第2第2号、第3号及び第8号に規定するサービス事業者等（以下「監査対象サービス事業者等」という。）に対し、監査を行うものとする。

2 市長は、監査対象サービス事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は監査対象サービス事業者等の関係者に対して質問し、若しくはサービス事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他について監査するものとする。

3 市長は、監査に当たっては、当該監査対象サービス事業者等の開設者又はこれに準ずる者及び管理者の出席を求めるほか、必要に応じて当該監査対象サービス事業者等における介護給付等対象サービスの担当者、介護報酬の請求の担当者又は関係者の出席を求めることができる。

第11 監査の事前調査

市長は、原則として監査を実施する前に、監査対象サービス事業者等に対し介護給付費請求書等による書面の調査を行うとともに、必要と認める場合は、介護給付等を受けた法に定める要介護者又は要支援者等（以下これらを「要介護者等」という。）に対し、実地による調査を行うものとする。

第12 監査の通知

市長は、監査の対象となる監査対象サービス事業者等にあらかじめ監査の実施日、場所、出席者等について通知するものとする。

第13 監査の結果通知

市長は、監査の結果、介護給付等対象サービスに係る事項について、法に定める勧告には至らないが、改善の必要があると認める場合は、その旨の通知を監査を行った監査対象サービス事業者等（以下「監査実施サービス事業者等」という。）に対し行うものとする。

2 市長は、監査の結果の通知により改善が必要とされた事項の改善の状況について、当該監査実施サービス事業者等に対して、報告を求めるものとする。

第14 監査後の措置

市長は、監査の結果、監査実施サービス事業者等が指定の取消し等に該当すると認めるときは、当該監査実施サービス事業者等に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定に基づき、聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

- 2 市長は、指定の取消し等を行うに至らないと認める場合は、第8に規定する指導後の措置に準じて当該監査実施サービス事業者等に指導を行うものとする。
- 3 市長は、監査の結果、当該監査実施サービス事業者等に介護報酬の請求に関し不正又は不当の事実があったと認める場合は、これに関する返還金が生じたときには、法第22条第3項の規定に基づき不正利得の徴収等を行うものとする。
- 4 市長は、前項の場合において、国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）に連絡し、当該監査実施サービス事業者等に支払うべき介護報酬から前項に規定する返還金を控除するよう措置するものとする。
- 5 市長は、返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、当該監査実施サービス事業者等に対して、当該自己負担額における過払いを要介護者等に返還するよう求めるものとする。
- 6 市長は、監査実施サービス事業者等の指定の取消し等の処分を行った場合には、法に規定するところにより遅滞なく、その旨を東京都知事に届け出るとともに、これを公示する。

第15 関係機関等との連携

市長は、指導及び監査の効果を高めるために、東京都及び他の区市町村（以下「他の保険者」という。）並びに連合会との連携を図るものとする。

第16 情報提供

市長は、指導の結果のうち書面による指摘事項及びその改善の状況について、原則として市のホームページに掲載し、市民及び他の保険者に広く周知するとともに情報提供を行うものとする。

第17 監査への変更

市長は、実地指導中に、監査対象サービス事業者等において次に該当する状況を確認した場合は、当該実地指導を中止し、直ちに第10に定めるところにより監査を行うことができるものとする。

(1) 運営基準に著しい違反が確認され、監査対象サービス事業者等の利用者、入所者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。

(2) 介護報酬の請求の内容が著しく不正な請求であるとき。

第18 その他

この要綱に定めるもののほか、サービス事業者等に対する指導及び監査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。